

島根県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（平成25年島根県規則第40号関係）

改正後			改正前		
島根県環境影響評価条例施行規則					
〔平成11年10月1日 島根県規則第98号〕					
目次			目次		
第1章	〔略〕		第1章	〔略〕	
第2章	〔略〕		第2章	〔略〕	
第3章	〔略〕		第3章	〔略〕	
第4章	〔略〕		第4章	〔略〕	
第5章	〔略〕		第5章	〔略〕	
第6章	〔略〕		第6章	〔略〕	
第7章	〔略〕		第7章	〔略〕	
第8章	〔略〕		第8章	〔略〕	
第9章	〔略〕		第9章	〔略〕	
附則			附則		
第1条～第49条 〔略〕			第1条～第49条 〔略〕		
別表第3（第35条関係）			別表第3（第35条関係）		
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～8 〔略〕	〔略〕	〔略〕	1～8 〔略〕	〔略〕	〔略〕
9 別表第1の4の項の1から3までに該当する対象事業	滑走路の長さ 飛行場及びその施設の区域の位置 対象事業実施区域の位置	〔略〕	9 別表第1の4の項の1から3までに該当する対象事業	滑走路の長さ 飛行場及びその施設の区域の位置 対象事業実施区域の位置	〔略〕
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正		利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場合における同条の値が75

		<p>等価騒音レベルが環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令（平成25年環境省令第7号）で定める値以上となる区域をいう。以下この項において同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。</p>			<p>_____以上となる区域をいう。_____。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域_____とならないこと。</p>
14～24	〔略〕	〔略〕	13～23	〔略〕	〔略〕
様式第1号～第13号 〔略〕			様式第1号～第13号 〔略〕		